

令和2年5月1日

保護者の皆様へ

福生市子ども家庭部子ども育成課長

新型コロナウイルス感染症対策に係る保育所等の対応について
(令和2年5月1日現在)

日頃から、福生市の保育所等の運営に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。また、登園自粛等に御協力をいただいている保護者の皆様に、重ねてお礼申し上げます。

さて、福生市では、新型コロナウイルス感染症対策として、保育所等を利用する保護者の皆様に対し、令和2年5月6日までの期間、登園の自粛等についてお願いしてまいりました(令和2年4月7日付け市長のメッセージ。市ホームページに掲載。)

この度、市の新型コロナウイルス感染症対策の実施期間が、令和2年5月31日(日)まで延長されたことから、保育所等における対策の期間についても同様とし、登園自粛のお願いを更に延長することとしました。

つきましては、保護者の皆様には御不便をお掛けすることとなりますが、登園自粛について、引き続き御理解・御協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大の状況によっては、今後の対応が変更となる場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

1 対策の実施期間

令和2年5月31日(日)まで

2 対策について

(1) 保護者の皆様への登園自粛のお願いについて

皆様の登園自粛の御協力により、市内の保育所等の登園率は減少しています。引き続き、御家庭における保育が可能な方は登園の自粛をお願いします。

(2) 感染症拡大防止対策について

保育所等に対し、施設内及び職員等における衛生面について徹底した対策を引き続きお願いすると同時に、保護者の皆様におかれましても御家庭内での衛生管理を引き続き徹底していただきますようお願いいたします。

(3) 情報共有の徹底について

児童や保護者等が、新型コロナウイルス感染症に関して、次に当てはまる場合は、直ちに保育所等に連絡して情報共有を図っていただきますようお願いいたします。

- ① 感染が判明した場合
- ② 濃厚接触者に特定された場合
- ③ PCR検査の対象者となった場合

3 保育所等の臨時休園について

保護者の皆様より、保育所等の臨時休園を求める御意見が多く寄せられています。保育所等は、様々な理由があり御家庭で保育ができない場合に子どもを預けるための施設です。保育所等が休園した場合、必要な保育が受けられず、最悪の場合は子どもの命に関わるようなことが発生しかねません。そのため、園内で感染が発生した場合を除き、保育所等は休園しないことが基本的な考え方であり、福生市の保育所はその基本を忠実に守っているということを御理解ください。

また、政府や世界保健機関（WHO）が警告しているように、今般の対策に基づく登園自粛が、DVや児童虐待を誘発するということが懸念されています。そのようなことが発生しないように、保育所等における適切な対応について、市から特別にお願いしている現状があることも併せて御理解いただければと思います。

4 その他

新型コロナウイルス感染症の拡大の状況によっては、対応が変更となる場合がありますので御承知おきください。

【問合せ】

福生市子ども家庭部子ども育成課
保育係 042-551-1780（直通）